3　新規則別表第七㈡に定める書式は、平成三十二年一月一日以後に新令第五条の二の三第一項又は第二十五条の十の十三第十三項の規定により添付するこれらの規定に規定する計算書について適用し、同日前に旧令第五条の二の三第一項又は第二十五条の十の十三第十三項の規定により添付したこれらの規定に規定する計算書については、なお従前の例による。

4　新規則別表第十一㈤に定める書式は、施行日以後に提出する新規則第二十三条の五の三第二十一項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二十三条の五の三第二十項に規定する申告書については、なお従前の例による。

5　新規則別表第十二㈤に定める書式は、施行日以後に提出する新規則第二十三条の五の四第十九項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二十三条の五の四第十八項に規定する申告書については、なお従前の例による。

6　前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める申告書又は計算書に、新規則別表第二㈣、別表第三㈣、別表第七㈡、別表第十一㈤及び別表第十二㈤に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（国税質問検査章規則の一部改正）

第三十七条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十八条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項及び第二項中「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に、「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同条第三項中「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に、「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改める。

附則第十五条第一項及び第二項中「おける新規則」を「おける租税特別措置法施行規則」に、「準用する新規則」を「準用する同令」に、「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同条第三項中「おける新規則」を「おける租税特別措置法施行規則」に、「準用する新規則」を「準用する同令」に、「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改める。

○財務省令第二十七号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号、第十二号及び第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の五号を加える。

四　平成二十八年改正法附則第九十一条第一項又は第百十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年旧措置法第四十二条の十二の五第一項又は第六十八条の十五の六第一項の規定

五　平成二十八年改正法附則第九十二条第八項又は第百十五条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

六　平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号及び次号において「平成三十年改正法」という。）附則第八十九条第一項又は第百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成三十年旧措置法」という。）第四十二条の五第一項又は第六十八条の十第一項の規定

八　平成三十年改正法附則第九十四条第三項又は第百十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年旧措置法第四十四条の五第一項又は第六十八条の二十六第一項の規定

第四条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「附則第九十二条第八項若しくは第十項又は第百十五条第八項若しくは第十項」を「附則第九十二条第十項又は第百十五条第十項」に改め、「第四十七条第一項若しくは」及び「第六十八条の三十四第一項若しくは」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二条第八項若しくは第十項」を「附則第六十七条第九項又は第八十二条第十項」に、「第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項」を「第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「附則第六十九条第九項若しくは第十一項又は第八十四条第九項若しくは第十一項」を「附則第六十九条第十一項又は第八十四条第十一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項又は第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に五号を加える改正規定（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第四条第一項第七号及び第八号の規定は、法人の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第二十八号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条及び第二十九条の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「書類等を」を「もの（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、第三号に掲げるものを除く。）を」に改め、同項第七号中「書類等」を「もの」に改める。